

滋賀県いじめ再調査委員会議事録

- I 日 時 令和元年8月8日(木) 午後2時30分から午後4時10分まで
- II 場 所 県庁北新館5階 5-B会議室
- III 出席者 委 員：春日井委員長、荒川委員、安藤委員、崔委員、佐々木委員
事務局等：総務部総務課職員、総務部私学・県立大学振興課職員、
教育委員会事務局幼小中教育課職員
- IV 次第
- 1 開会
 - 2 挨拶（総務課長）
 - 3 議事（報告事項）
 - (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
 - (2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について
 - (3) その他
 - 4 閉会
- V 審議経過
- 【1 開会】
- 【2 挨拶（総務課長）】
- ※ 委員会開催に当たり総務課長が挨拶を述べた。
- 【3 議 事（報告事項）】
- (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
- (春日井委員長)
- お手元に次第があるかと思いますが、その他も含めて3点ございます。
- 本日は、報告事項のみということで伺っておりますが、議事1の「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」の説明を教育委員会事務局幼小中教育課から御報告願います。
- ※ 幼小中教育課から資料に基づき説明
- (春日井委員長)
- 資料1について、御報告があったかと思いますが、御質問・御意見あれば、出して

いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

資料1(4)「学年別・いじめ認知件数」において、中学1年生のみが認知件数が下がっています。他の学年の認知件数は上がっていますが、何か考察されていることはありますか。

(幼小中教育課)

この年だけの傾向なのか、平成30年度、令和元年度までも続くのか経年で見ていかないと、はっきりとしたことが言えないと思います。特にこの年だけが特徴的なかというのは見ていきたいと思います。併せて小中学校の取組が影響しているかどうかは、今後分析をしていきたいと思います。

(佐々木委員)

「中1ギャップ」という言葉があるように、中学校に入ってから様々な問題を抱える学年ですので、その部分との関連について、もし考察を今後していただくようであればまた教えていただければと思います。

(幼小中教育課)

このことについては大きな問題であると考えております。例えば、小学校と中学校とで同じスクールカウンセラーが対応して、小学校から中学校への橋渡しをスムーズにできるようにという取組も行っております。あるいは中学校のスクールカウンセラーが小学校に入って、課題を把握するような形で対応をしています。

(春日井委員長)

はい、ありがとうございます。

中1だけ認知件数が減っていますが、「中1ギャップ」という課題からすれば認知件数が増えることも予測されますが、ただそれは、小学校から中学校への引継ぎとか情報交流であるとか、課題の共有であるということが一定進んでいると見ることもできるのではないかという質問があった訳ですが、他はいかがでしょう。

いじめの問題については、小学校が圧倒的ですよね、全国的にもね、不登校は中学校が8割、小学校が2割程度なので、いじめの問題は全く逆ですよ。それで、冷やかし、からかい、仲間はずれといった日常生活でのささいなトラブルから始まって、喧嘩の類いも含めて、嫌だという具体的な訴えがあれば、それはいじめとして認知をしていくという、そういった範囲でいじめを考えていくべきであると思うんですけど。

小学校で日々起こる様々なトラブルで、具体的にこんな初期対応をしているという、何かそういう特徴というのはあるのでしょうか。特に小学校では、休み時

間の度にトラブルがしょっちゅう起きますので。

(幼小中教育課)

いじめ等が発生した場合には、担任だけでなく、多くの教員での見守り等が必要であると思います。小学校でも担任だけに関わるのではなく、法に基づいて対策委員会を開いて、いじめの情報共有や今後どう対応していくかということ協議したり、場合によっては、スクールソーシャルワーカー等の専門家も入れた形で対応を協議しながら、地域としても対応するということが以前と比べると増えてきていると聞いております。

人員は限られておりますので、全部完璧にできるかという点と難しいですが、可能な限り、複数の教員で休み時間の見守り等の取組がされていると聞いております。

(春日井委員長)

特に今御指摘があった、チームとしての学校というのは文科省が強調しております、強調するってことは現場ではなかなかそうではないという状況を反映していると思います。特に小学校を含め色々なところでケース会議を行っていますが、中学校はまだ教科担当制ということもあって、生徒指導部とか、フリーの先生もおられますが、小学校は本当にフリーの先生おられなくて、結局担任が全て抱えているのが現状です。余裕もなく、チームを作ろうというけどその要になる方がおられないと。負担過重になる中で、小学校で上手にチームでやりますというケースはなかなかないですね。そうすると担任が、認知はするけど、適格な指導がなかなかできずに、見過ごしてしまうとか、気にはなってるけれどもとか、何かその辺りが、あるかなというものが少し気になって、お伺いした次第です。なかなか小学校におけるチーム支援の形というのは、スクールカウンセラーは週一回必ず来てるわけではないので、ご苦労されてるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの現状をどのように認識されてますか。

(幼小中教育課)

人の配置については、なかなか小学校で余裕がないという話も聞かせていただいております。

そのような中で、十分なことができていないこともありますが、現在19市町の拠点校にスクールソーシャルワーカーを置いて、地域内で特に困っておられる小学校に派遣をさせてもらったりしています。また、スクールカウンセラーも、わずかですが小学校に入れて、学校だけでは対応が難しいことについては、ケース会議等で専門家の知見を入れて対応を考えていただいております。

(佐々木委員)

文部科学省が出した平成29年の教育相談充実の報告書にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの職務に関連する記述があります。

特にスクールソーシャルワーカーに関しては、子供たちの生活の向上とそれを

可能とする学校地域づくりと書かれています。ということは、きちっとソーシャルワーカーが機能していれば、あるいは機能しようとしていけば、自ずとチーム体制を作っていくということに滋賀県においても全部なるのではなかろうかなと思うんですね。スクールカウンセラーは面接だけという話ではないんですよ。

(安藤委員)

時間数によるんですが、スクールカウンセラーも空き時間には教室や廊下で子供たちと話したり、各教室の担任の先生方と情報交換というのはすごく大事にしていますので、そういう意味で相談だけじゃなくて、広く学校に色々なかわり方をさせてもらってると思います。

(佐々木委員)

個人の裁量で何とかするという時代がもう終わったと思います。もともとそれがおかしかったんですけれども。

先生がベテランであろうと若手であろうと、ある程度何かキャッチしたらシステムティックに校内の中で情報共有していくというシステムづくりが今求められているので、スクールソーシャルワーカーを有効に活用しようとする姿勢があれば、個別の担任の話聞くのではなくて、校内がシステムとして機能するにはどうしていったらいいのかっていうことで、先生方と一緒に考えるという形にならざるを得ないのです。特にいじめに関して言うと、学校基本方針が出てるので、ちゃんと学校基本方針どおりに初動からスタートして行って、校内委員会で、事実確認等を検討するっていう、ちゃんとしたプロセスを経ていくということ自体がシステムの一つなので、そこができていたら自ずとチームにならざるを得ないかなと思います。

繰り返し求めて恐縮ですけど、学校基本方針どおりにちゃんと初動をしたらどうかと思います。

滋賀県ではちょっと分からないんですが、近隣の自治体に私は関わっていますが、こじれてるケースの大半は、学校基本方針どおりに初動が動いていません。

学校基本方針を作りましたということとそのとおりにやっていますということを、ぜひ調査項目に入れていただければと思います。

(春日井委員長)

学校が定めてる基本方針に基づいて、初期対応はどれぐらいできているのかという、そこをきちんとやれば、チーム対応の姿もまた見えてくるんじゃないかと思いません。先生方が個々で、初期対応しているという指標ではなくて、チームとしてどう初期対応ができているかみたいな検証、評価軸が大事ではないかという御指摘だと思います。ありがとうございます。何か事務局のほうでコメントはございますでしょうか。

(幼小中教育課)

今御指摘いただいたことは法にも定められておりますし、やはり個人で対応して間違えることもございますので、チームで対応するということが大切であると考えております。調査をどう行うかということは検討の余地があると思いますが、以前から個人で抱え込まずに、チーム・組織として対応してくださいということを、事あるごとに言っております。先生の初動の対応にかかっているところもあります。それをチームとしてしっかりやるということを今後も機会あるごとに伝えていきたいと思っております。

(佐々木委員)

調査できないですか。いじめの情報が入りました。それから、すぐに校内いじめ対策委員会を開きました。校内いじめ対策委員会を、いじめ発覚後何時間後にやりました・やりませんでしたの調査というのはできないんですかね。

知っているケースで一番ひどかったのは半年後に調査が行われたものもあります。まずは、とにかく早急に校内いじめ対策委員会を開くことが大切ですので、抽象的なことではなくて、事実として校内いじめ対策委員会を速やかに開催したかどうかというところの調査が必要であると思います。そのようなことを調査することによってチーム対応が重要な要素に位置づけられていけるとと思います。校長先生レベルでは御存じでも、一般の先生方に、どこまでいじめの問題とか法律のことが浸透してるか現状では分からないです。

(春日井委員長)

例えば、小学校なんかで、チームで取り組もうという時に、誰がコーディネーターになるとなったときに、中学校ですと生徒指導部長であるとか、大津市などは全55校にいじめ担当教員というものを配置しています。色々な議論があるかと思っておりますけども、その方が小学校でも要になっておられるというような状況があるんですけど、小学校では誰がいじめに取り組む時のチームの要となっているんですか。

(幼小中教育課)

基本は生徒指導担当が担当していると思います。小さい学校では教頭等の管理職がコーディネートしていると思います。事案によっては教育相談担当がいじめられた生徒の話を聞いていたということもあるので、変わってくると思うのですが、基本は、生徒指導担当または管理職になると思います。

(春日井委員長)

生徒指導担当は、なかなか小学校だとフリーでは、配置が難しいですよ。他に兼ねながらとか、そういう状況ですね。

(幼小中教育課)

はい、そういう状況です。そういうところは、やはり、教頭等管理職が、その

役割を担っています。

(春日井委員長)

2017年の文科省の会議における「児童生徒の教育相談の充実のために」という報告書の中で、教育相談コーディネーターの加配を進めるという提言がされていますよね。文科省の今の施策が学級の定員を減らそうとか教員を全体的に増やそうとか、そういう情勢ではないですね。色んな形で加配措置の要請をして、財務省に対して、やっていると思いますが、なかなか教育相談コーディネーターが具体化するというのは予算措置も含めて、議論がまだまだ進んでいないという感じですかね。それを滋賀県は先行して予算化しますとか、そのような段階ではないと理解したらよろしいでしょうか。

(幼小中教育課)

教育相談に特化ということではなく、色々な課題を抱えている学校には加配という形で教員を付けさせてもらっています。教育相談だけという訳ではないですが、不登校といった課題が多い学校については、プラスとして付けています。

(春日井委員長)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

(幼小中教育課)

それと先ほどの調査の件ですけれども、今後どういう形がよいか考えていきたいと思います。いじめの報告をしていただくときに、その辺も入れてもらえるか検討してまいります。

(春日井委員長)

あといじめとか教育相談、あるいは生活に係るアンケートは大体項目が事前に記載されていますよね。それがどういうふうに、初期対応につながっているとか、どんなふうに学年とか学校の中で共有されているとか、あるいはそのアンケートでどんな工夫がされてるとか、そういうことも、先進的な取組を共有できたらいいなと思っています。

と言いますのは、守山市の教育研究所のほうで、教育相談のアンケートの開発と、そのアンケートを教育研究所と一緒に、市内の全小中学校に実施しようということで今年やっています。何か困ってること、悩んでることとかしんどいことというのが中心になるんですが、その前に、冒頭に例えば、最近うれしかったことや楽しかったことを教えてくださいという項目を入れたり、小学校の2、3年生のアンケートの冒頭には今大事にしていることとか得意なこととか、そういう子供たちがポジティブに頑張ってる姿を、まずキャッチしようよという項目を入れるとかね。

最後には、おまけの質問をわざわざつけて、今三つの願いごとが叶うとしたら

何をお願いしますかって、1・2・3って書いたりして。それが子供が困っていることですよ。誰に何を願っているか。またそういうちょっとした質問の工夫をしながら、小学校の低学年版、中学年版、高学年版、中学生版とか、作ってもらって実施したりしています。これを今後どのように実際活かしているかというのはまた検証しようということで、先日も議論してきたんですけども、何か子供たちの困っていることや悩みや課題をキャッチするということと併せて頑張っている姿とか、前向きな願いとかそういうことも併せてキャッチしながら、そのポジティブな面をきちんと見ながら、伸ばしていくみたいな視点も大事じゃないかなと思います。

それは生活アンケートや教育相談の両輪じゃないかなという、そんなことも、ぜひまた、参考にさせていただくといいかもしれません。

(崔委員)

資料1の(3)ですが、特別支援学校の認知学校数ですが、もともと母数が少ないんですが、平成28年度は9校あるんですが、それが5校に減っており、割合的にはすごく大きいですが、一方で特別支援学校の認知件数は、25件で変わっていないので、学校によっては増えているところもあるかもしれません。

その辺りの数字については、どのように考えていますか。

もう一つは、資料に数字を並べてもらっていて検討しやすいようにしてもらっていますが、平成28年度、平成29年度だけの数値だけをグラフにしても、例えば中学校1年生のところについては、誤差の範囲かどうか分かりません。もう少し長い年度を見た方が議論がしやすくなるかと思います。次にそうしてもらえると、見え方が変わってくるかと思います。

特別支援学校については、どのように捉えられているのか教えていただきたい。

(幼小中教育課)

特別支援学校につきましては、他の学校とは事情が違うところがあります。御承知いただいていると思いますけれども、1学級当たりの生徒の数が少なく一人の生徒に対して複数の教員が対応しているということもあり、障害特性から反射的に手が出てしまうとか、そういうことが発生しないように、先生が対応しているというところがございます。特性の部分も理解しながら生徒たちの様子を見ているということで、いじめになる前に対応しているということが感じられます。もちろん、学校数が減った中には本当にいじめとなっているものがないのかどうかというようなことについて、特別支援学校についても今後しっかりと確認し、検証していきたいと考えています。

(崔委員)

大きく減った要因はどのように捉えていますか。いじめていた子が卒業したとかですか。

(春日井委員長)

これは今おっしゃったように、15校あって5校でしか認知されていないということは10校は0件ということですよ。そうすると、これだけいじめの早期発見や、初期対応と言われる中で、小学校で言うと、引き算すると9校ですよ。中学校で10校ですか。高校で17校が、支援学校で10校がいじめ0件なんですよ。0件ってありえるのかって思いますけどね。

どこかの学校は増えているけど、逆に、全然、認知されずにうちの学校は平和です、0件ですっていう学校が増えているとしたら、それは今の議論や方針からすると少しずれがあるのではないかというふうに見えたりしますよね。その確認の質問だったと思うんですけども。アンケートも含めて、本人があると言えば、主観ですからね、本人が嫌なことがあったとかしんどいとかいう訴えがあったら、いじめであるかどうかは別にして、教員の側は認知して、対応をしましょうというのが防止法の趣旨だと思うんですね。ですからその認知がされていないとすれば、そのこと自体に、少し問題はないのかという、そういった御指摘も含めての発言だと思って聞いてましたけど、いかがでしょうか。

(幼小中教育課)

認知件数は同じですけれども、認知した学校が減ったということが、逆に言えば認知していない学校が多いということですが、その辺りは個別の事情、本当にそのトラブルがいじめでなかったのか、それをいじめとして捉えていなかったのかどうかということを確認していく必要があります。それは、特別支援学校に限らず、どこの学校でも、いじめとして捉えるかどうかは、いじめ対策委員会で確認をしていると思います。ご指摘のとおり、いじめが本当にあるかどうかということも含めて確認して、本当にしっかりとした取組ができていれば、それを紹介させていただき、広めていこうということになります。しかし、いじめの認知がもしかすると弱いかもしいかなということであれば、研修等でその辺りを浸透させていく必要があると思います。

(崔委員)

単純な数字ですと、25件で件数は変わらないんですけどね。28年度、29年度で5校ですから、1学校5件のいじめがあったと思います。ところが、28年度は9校ですから、割り算すると1つの学校で2、3件のいじめが発生しています。そうすると、1つの学校でのいじめが増えたということになります。小学校では2倍近く増えているところもありますが、数字だけでは実態は分かりませんが、もうちょっとはつきりさせるといいかなと思います。

(佐々木委員)

ちょっと視点を変えた検討ですが、中1という同じ視点での比較では、29年度が10件ほど少なくなっていますが、以前小6であった児童が、29年度に中1にな

っていると見れば、数は増えているんですよね。全部斜めに見ると、逆に小5が小6で減っていて、中1が中2で激減していて、中2も中3で激減しているような情報になります。これは学年の特徴があるのかという先ほどもおっしゃっていたように、もう少し長い目で見ていくと、傾向が出てくるのかなと思いました。

実際にいじめがあったとしても、学校が知らなかったら認知であがってこないですからね。

(春日井委員長)

文科省は、支援の見逃しをしないという方針です。このいじめ防止法の以前のいじめの定義が、けんか等を除くとか、そういう規定がありました。それが、大津のケースでも、いじめかけんかかということが、先生方の中で議論になりました。それから神戸市の再調査委員をしてみましたけど、その先生方も単なる女の子同士のトラブルだと思ってたっていう認識だったんですよ。

でもそれがどんどん集団的ないじめになっていきました。だから、単なるけんかであるとか単なるトラブルであるという捉え方がまだまだベースのところで先生方の中に、特に長い経験を持っておられる先生ほど、払拭しきれていないと、ちょっと感じます。

神戸市の件では、13人ほど先生方に聞きましたけど指導主事も含めて全員トラブルだと思ってましたとおっしゃいました。

そこでいじめが起きてるっていう認知をされてなかったんですから、中1も中2もいじめ0件で上がってました。それが批判されました。

というようなことがちょっと気になるものですからね。ささいなトラブルも角度をきちんと変えてみて、いじめとして認知して、様子を見る場合もあれば、お互い様ということで仲直りするみたいな指導、支援をする場合もあるでしょうけれども、認知はきちんとしていこうという姿勢は大事じゃないかなと思いますね。

(幼小中教育課)

ご指摘のとおりで、私たちもいじめという言葉を出さなくても、お互い嫌な思いをしていたら、お互いがお互いをいじめているというような認識をしっかりと持ってもらうということが、大切であると考えています。先日、生徒指導担当者と教育相談担当者の集まりがありましたが、そこでも、そのような形で、学校でもいじめという言葉を出さなくてもいじめと捉えて対応していただきたいと伝えています。

(春日井委員長)

トラブルを放っておくといじめに発展する、その問題は、いじめの根がそこにあると捉えようとするべきです。ですから、着火・発火・炎上という視点を大事にしようという僕らは言っています。着火は、トラブルとか喧嘩とかであり、発火

は、もういじめが発生している、炎上はそれがネットとかで拡散しているという状態です。僕らは大体発火か炎上で気付くわけですけども、実は着火の時点でのトラブルがあって、そこもひっくるめて、いじめという捉え方をしてかないといけないと思います。指導、支援する場合は着火のところまで遡って、関係をほぐしていくとか、修復していくという視点が大事ですし、その時点できちっと対応しておけば大きないじめに発展しないということはたくさんあります。それが初期対応です。だから初期対応と緊急対応と、前段の予防的対応と、この三つが必要です。予防的対応はアンケートとか、面談とか、日々の学校生活の中で気にするとか。だから、スクールカウンセラーが授業をちょっと見させてもらっているですか、みたいに取り組んでおられる学校もあります。あの子ちょっと気になるからちょっと見といてと言って、面談につなげてもらうとか。そういうSCさんの動きなんかも、大事であるという面もありますし。着火・発火・炎上の着火ところを大事にしようという。そこは、むしろいじめとして、教員側が認知をしていくというような姿勢が大事なのではないかということですね。

(安藤委員)

着火・発火ぐらいのときに、スクールカウンセラーに情報をいただくと助かります。炎上してからいつも緊急支援で呼んでいただくので、もうちょっと早く相談して欲しかったなということがとても多くあります。先ほどのチーム学校ではないですけど、軽微なうちから情報としていただいて、学校のほうがほぼいじめではなくてトラブルとっていると、第三者として違う意見をちょっと言いにくいですけども言わせていただくこともできるので、そこをちゃんと学校が聞き入れてくださるかどうかはまた違うんですけども、ぜひ炎上する前にお願いしたいと思います。

(佐々木委員)

それぞれの主観なんですよね。主観を外して、どうやって客観的な形に持って行くのかというところが問題で、難しいですけどもやっていかなければならない問題です。実際にいじめが起こっている学校の中では、小学校中学校ともに、加害被害はもう入れ代わり立ち代わりです。そういったいじめの被害が誰で加害が誰というのは分かりません。この間まで、ずっと嫌な思いを我慢していた子が我慢できなくなって、もう嫌だと言った後に、今までずっとその子に嫌な思いをさせていた子が、いじめの被害者になるということがあります。偶然なんですけれども、大学生で20歳過ぎてる青年の悩みという形の相談の中で出てきたので、もう10年ぐらい前の話なんですけれども、集団でいじめの加害扱いにさせられたといういじめがありました。グループの中で、あるとき突然、気に入らないからということで、みんな口裏を合わせて、先生にこいつに嫌なことされたということ先生に言うといういじめなんですけど、先生には、いじめられたと言っているの、口裏合わせした数人は被害者になって、言われた子は加害者となりました。今後こういうことがあると思いますけどね。

(安藤委員)

学校側の姿勢として被害を訴えた子を全面的に信じ切って、話を聞くのはちょっと危険かなと思います。回答された意見を、ちゃんと公平に丁寧に確認してやってほしいなと思います、そういう事案を聞くと、何かやってるだろうという前提の聞き方をされていることも残念ながらありますので。

(佐々木委員)

相当深いトラウマになりますよね。いじめと訴えられたら、いじめという名札をつけたケースに入れるだけで、事実確認はきちっとその先入観を入れなくてやっていくというスキルが、今現場に求められています。そのスキルを養成していくような研修の場が確保されていない現実があります。

(安藤委員)

質問の仕方としては、イエスかノーかみたいな、「気に食わへんかったからやったんやな」みたいに聞かれたら、誘導尋問になります。大抵複数でしゃべりやすい先生と2人組で聞いていただいていますけれども、ぜひ、この生徒にとってしゃべりやすい先生2人で、聴き取りをしていただくという配慮は、お願いできたらと思います。

(春日井委員長)

いずれの質問も、あえて課題や弱点をいうとすれば、いじめた側の支援という視点に関するものです。要は、どうしても法ができた経過が経過ですので、被害者をまず大事にするという、この視点が非常に大事にされてると思います。学校現場ではどちらも、将来のある大事な命を持った子供たちで、発展途上にあります。ですから、被害者はもちろんのこと、加害者になった子供たちの成長も含めて指導、支援してくというその視点は大事ですよ。

あとちょっと気になるのが、発達障害を含む、子供同士が小学校の日常的なトラブルになると、そこをどうほぐしていくかということで、全国の先生たちの研究会とかがあります。一つ大事だなと思ったのは、感情と行動の見える化です。抽象的にしゃべっているだけでは、障害を持つ子やその周辺の子供たちには響いてこないんですよ。黒板とか紙にね、何月何日誰が誰ちゃんに何したっていう、そのときのあなたの気持ちは、相手の気持ちは、時系列を追っていつ見える化していくという取組をしておられる小学校があります。それがとっても良かったです。周辺の子供たちもそれをどんな気持ちで見てたかとか関係者に視覚に訴えて、そのときの気持ちや行動がなぜそうしたのかという、教師の臆測や決めつけじゃなくて、そこにズレがあるので、そのズレを、「あ、そやったんや、ごめんね。」って埋めていく。そういう作業を丁寧にすることで、良好な関係がクラスでできていったという、実践報告がありました。

だから、紙に書くとか、先生が黒板に書いて、行動と感情のずれを丁寧にほぐ

す、そういう取組も大事かなと思います。

はい、資料1に関しては、このぐらいでよろしいでしょうか。

(2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について

※ 幼小中教育課から資料に基づき説明

(春日井委員長)

ありがとうございました。御意見、御質問などはいかがでしょう。

(崔委員)

現状・課題の中でアンケートがありました、「いじめは、どんな理由があってもいけないこと」の回答が80%以上ですよね。どんな理由があってもいけないことと回答してない子がいるということですね。分からないという回答が多いと推測しますが、場合によってはいじめは理由があればよいという回答があるかもしれません。いけないことという回答は割にしやすいですけども、あえてそうではない回答に関する細かい内容は分かるのでしょうか。

(幼小中教育課)

このアンケートは全国学習状況調査での結果なので、追跡調査等は現実的には行うことはできません。

(荒川委員)

関係機関とのサポート体制の充実のところで、学校と警察の連絡制度というのはどういう制度ですか。

(幼小中教育課)

学校と警察署との申し合わせで、例えば、警察で補導されたりしている子については、学校と一緒に健全育成のために、協力していく必要がありますので、警察から学校のほうへ情報を入れていただく。逆に学校もいろいろ指導していく中で、犯罪にかかわることなど、指導していくうえで警察と一緒に連携してやっていく必要があることについては、警察にも情報を提供して、その子を守るために警察と協力して対応しています。

(荒川委員)

例えば警察が、問題になった子が、学校に言わないでくれって言われた場合はどのような扱いになりますか。

(幼小中教育課)

基本的に警察の方からは保護者の方と本人に学校と連携する必要があることを説明し、説得されます。

(荒川委員)

そのようなトラブルを聞いたりするんですけど、御本人と親御さんが絶対に学校に言わないでくれと拒否された場合には、それは本人の意思が尊重されるのですか。

(幼小中教育課)

例えば、被害届を出して警察も入った形で解決に導いた方が良いと思われるケースでも、被害者の方が学校に言わないでほしいと言った場合には、それ以上は警察も動けないこともあると思います。

(荒川委員)

御本人とか保護者の意思が尊重されるっていうことですよ。

(幼小中教育課)

それを超えてまで学校が事件化をしてくださいますとか、警察が入って、解決してくださいというところにまではなかなかできません。ただ、学校ですぐにでも対応しなければならぬ緊急事案というのであれば、学校で独自に警察へ通報したりすることは想定されます。

(荒川委員)

反対の場合、警察が知って、学校には言わないでくれというふうに親とかが言う場合が多いんですけど、そこはどうかちょっと聞きたいと思ったんですが、それは分からないですか。本人の意思が尊重されるのですか。説得はされるだろうと思うんですけども。

(春日井委員長)

今の質問は本人の意思を超えて警察が独自の判断で学校に情報を伝えることがあるのかなのかっていう質問だと思います。

(幼小中教育課)

保護者の方には、「滋賀県では、健全育成のために、警察と連携しております」という説明をしっかりとさせてもらっています。ただ、都合が悪いのでやめてくれということがあってもいいかもしれませんが、警察からも「何も処罰ということではなくて、健全育成のために学校もやはり協力して、子どもの見守りとか、今後の指導支援もしていく必要があります」という話をされると思います。それ以前からもし何かあれば、学校と連携させていただきますということを、警察から保護者に説明されていると思います。

(春日井委員長)

一般論として、連携というのはよく、専門機関として病院や児相や警察や、カウン

セラーも含めて、先生も含めてある中での一つが学校と警察だと思います。あくまでも個別に言えば、本人の意思でしょうね。本人の意思をきちんと確認した上で、連携の中身を限定するとか、ここまではとか、あるいはもう言わないでほしいっていう事を尊重するとか、そういう、個別事案にかかわっては当事者の意向を尊重する、そこは、大事なポイントじゃないかなというふうに思います。だから揉めますよね、後で勝手に、何でそういうことになってんねんっていうことになります。他どうぞ。

(佐々木委員)

資料2の「対策・取組」の「③関係機関等のサポート体制の充実」の下の「スマートフォン等の使い方についての家庭でのルール作りや情報モラル教育の推進」というところですが、実際にこじれているケースについては、ほとんどスマホが関わっているという印象をもっています。便利ですが、企業は便利なことは謳いますが、不便なところは出さないで、不便なところを知らないで使ってしまうということはあるんですが、これにタイアップする関連事業というのが見受けられないんですけれども、例えば今警察にはサイバー班があったりして、警察官の方が、スマホの研修とかに、校内研修に来てくれるというような話は、聞くことがあるんですけれども、それは管理職の意思に限定されてしまっているんです。県としてなかなか難しいと思うんですが、スマホ被害を食いとめるために、具体的に予定されている事業があったら教えてください。

(幼小中教育課)

数年前には、PTA連合会とタイアップしながら、子どもたちにアンケートを行ったり、専門家を招いてスマホの使い方等についてルールづくりの取組を行ったりしました。このことはどこの学校でも非常に大きな問題になっていますので、学校ごとに個別に専門家に来ていただいて先生方・管理職の研修や取組の啓発を行っています。また、どの学校でも問題になっているので、警察などの専門家に年に1回ぐらい学校に来てもらって、生徒向けの研修会、講演会をされているところが多いと感じています。

(佐々木委員)

学校の意思に任せるということですね。

(幼小中教育課)

これだけに特化した事業は、昨年度・今年度はないです。

(春日井委員長)

SNSの関連でいうと、いじめだけでなく、セクハラの関係であるとか、プライバシーの侵害であるとか、親密な関係の時に撮った写真を関係解消してるのに拡散するとか、そういった問題が関わっているケースでもちょこちょこ出ています。高校生だけではなくて、中学生、小学校も含めて出ています。だから、ハラスメントという視

点での、子供たちへの教育、あるいは先生方の研修も含めて大事かなと思います。セクハラに関して先行整備されていて、パワハラに関しては、前回の国会で審議され、来年から施行されますよね。罰則はないですが、いくつかあります。だから、もうハラスメントという視点からのいじめの問題、それからハラスメントという視点からの教師の子供への言動の見直しとを含めて、ポイントかなと思っております。

(幼小中教育課)

1つ御紹介させていただきます。これは担当部署ではないのですが、人権教育課が、インターネットによる人権侵害に関する冊子を作られて、各学校に配付しています。教員がこれを見てしっかりと確認をしていき、実際の事例も取り上げながら、注意点を明確にして子どもたちにしっかりと教えていきたいと思いますという啓発をしております。

(春日井委員長)

その冊子をこのメンバーにまた配付してください。他はいかがでしょうか。

逆に、例えば大津が行っているLINE相談とか全国的にもそういうLINE相談が前向きな取組で広がっているのか、批判されているのか、よく分かりませんが、県としてはLINE相談とかSNSを使った相談活動、それぞれいじめの防止、予防的対応等も含めたり、初期対応も含めたりしてということになると思いますが、そのあたりはどんなふうな見解をお持ちで、どのような検討をされていますか。

(幼小中教育課)

これにつきましては、大津市が行っている取組については存じております。また他府県で行われているところの状況を確認しながら、効果等を含めて、どうしていくのかがいいのかということを検討しているところでございます。

(春日井委員長)

情報管理のあり方とか、あるいは、匿名なのでそこで重大な事案が発生して、中身が深刻化したときに誰がどう責任を持って対応するかが、議論になるわけです。だから、1番いいのは、大変でとか相手が分かってとか、そういう関係、そういう意味では間口は広げていくという必要が当然あるかと思えます。そのあたりの効果検証とかをきちんとしていかないとという思いは持っています。

(荒川委員)

いじめ問題サミットを今年も行われてるということですがけれども、去年の例で、やってよかったみたいな、多分色々なアンケートとかされているんだろうと思うのですが、どんな御意見があったのか御紹介いただけますか。

(幼小中教育課)

平成26年度から、絆をつむぐ事業という形で始めさせていただいたんですけど、

実質的には平成 28 年度から滋賀県いじめサミットを開催させていただく形になりまして、平成 29 年度におきましては、滋賀県の湖西と湖南地域の約 50 校の中学校を対象に、学校の代表生徒を集めて、昨年度は湖北と湖東地域の同じく 50 校の代表生徒を集めて開催させていただきました。その会は、2 年生のリーダーや 3 年生の生徒会長などの集まりですので、生徒会を中心としたいじめに対する取組などを発表したり、いじめの取組についてのそれぞれの学校の良さを認め合ったりしながら、他の学校で行われている取組を持ち帰って、自分の学校に活かしています。例えば、いじめ撲滅運動というようなネーミングで、学校に持ち帰って取り組まれるようなケースがどんどん出てきています。市町によっては、市町独自で取り組んでおられるということもあり、平成 28 年度には 9 市町まで増え、今後同じようなことを考えているという市町もあり、徐々に広がりつつあります。何よりも、教師から一方的に提示するのではなく、やはり生徒会活動を通じて子どもたちが発信して取り組む、子どもたちだけでやるとすごく効果があります。例えば、ある中学校でスマホのルールを生徒会で決めて、こんなことをやっていると紹介されています。それに倣って、色々な中学校でも、スマホについては、緊急の場合を除き、例えば、午後 10 時以降になったら使いませんというようなことを宣言したところが広がったりしました。そうすると、先生がやろうと言うよりも自分たちで決めたことだから守ろうという取組として広まるなど、そういうケースが増えています。今年度につきましては、その集大成という様な形で、滋賀県の 100 校を超える中学校の代表生徒を集めて、2 年間の取組を踏まえて、いじめの取組の滋賀県宣言というようなものを発信していければいいなと考えています。それを各校に持ち帰ってもらって、子どもたちの視点でいじめの取組を広めてもらえるような会議にできればいいなと思います。前向きな子が集まって取り組む場で、すごく盛り上がり、一生懸命頑張ってくれます。ちょうど中学校の文化祭が終わる秋口に新生徒会に移行になり、そういう取り組みが進めやすいという時期でもあるので、すごく効果的であると思っております。

将来的には、小学校も巻き込んで小・中学校一緒になって、全県に活動が広まっていくようにして、県としてはそれを支援していく形で考えております。

(春日井委員長)

いじめの対応で、司法的な対応という視点と教育的な対応という視点と両方あると思うんですね。学校現場はやっぱり教育的な対応をする場なんですよ。被害届を出しますとか訴えますというのは司法的な対応ですよ。学校現場は、どちらかが嘘をついているとか、全体事実が一致するまで調査は終わりませんという場ではないんですよ。ですから、ある程度期間を決めて、分担して事実確認をして、ここまでは一致した、ここは一致しなかった。一致しなかった点については保留をして、一致した点について、そこにどういう問題があるかということをしちんと明らかにして指導や支援に入って、そこをしちんとしないと混乱します。ですから、親御さんが納得されない場合は訴えてもらうとか被害届を出してもらうということも当然ありうるわけで、そうすると司法的な対応の場に移る。その辺りは学校の果たす役割として、そこはもう教育的な対応の場ですということ、明確にする必要があるかなっていうことを思い

ます。

それから、地域の連携の中で、いじめの問題にスクールカーストという言葉での子供の実態を捉える視点もあって、階層化ですね。それが多分に、地域における大人の間関係の階層化を反映しています。ですからなかなか根深いです。あそこの家の子はいいところの子でとかみたいなの。その地域における階層が、実は学級の中、学校の中、部活動の中で、階層化につながって、それがいじめの根っこになっているという視点で見てる人がいる、そんなこともちょっと思います。

それからもう一つ最後に、保護者会の持ち方とか、子供たちとの関係修復の持ち方なんですけども、構造的ないじめという捉え方の視点が大事かなと思います。つまり、和解の場だからといって、例えば1対10のいじめがありました。保護者会を1対10でもちました。みたいな失敗を過去にしたことがあるんですけど。そうすると、いじめがそこで起こるんですよ。1対10であるいじめが、保護者会では2対20になりますよね。子供たちも来たら3対30になりますよね。これはもはや和解の場じゃなくて、分かりましたけど一言言わせていただいてもいいですかみたいなことを30人が言い出したら大変なことになりますね。ですから、和解の場を1対複数でもつこと自体は、慎重でなければならない。いじめられた側の当事者の親御さんや本人の意向を尊重して行わないと、その会自体が構造的にいじめとなる側面を持つということが少し気になります。部活のミーティングでもよかれと思って1対10でミーティングしたら、かえって子供が1対10で詰められていじめられたと子どもからの訴えがあり、親御さんから訴えられたケースがあります。学校は心配して話し合いを設定したのに何でそのようなことをいわれなければならないのかと思うかもしれないが、それは構造的には相手がプレッシャーを感じて、いじめとして受けとめてしまった。悪意の有無にかかわらず、1対10で3、4時間も話し合いをするってこと自体が、相手に対するプレッシャーとなり、それは構造的にいじめとなってしまうという視点で捉えるようにしたら、相手の親御さんは理解されました。あとは学校で指導していくというようなことがありました。なんかもう学校の都合で1対10で一遍に保護者会もしましよってというのは、されてるところがまだあるように思いますけど、ちょっと配慮しながら丁寧に対応する必要があると思います。

(3) その他

※ 幼小中教育課から資料に基づき説明

(春日井委員長)

既に京都新聞、朝日新聞で、第一次の報道がなされ、県としては初めての県立学校いじめ問題調査委員会が立ち上がって、初会合が既に16日にされているということでもあります。ここでの調整が進み、実態が明らかになり、保護者の方も納得して解決が図られればそれで収まり、そこでさらになった時にこの再調査委員会において、再調査は求められるということもあわせて、少し関連はあるかなということですが、

これにつきましては今後調査ということですので、ここで議論したり、質疑応答するという中身ではございませんので、ここで終わらせていただきます。

そういう事で予定の案件が終了しましたが、他に委員の皆様から何かあれば御発言
願います。

冒頭、委員の方々の御紹介が漏れておりました。名簿がお手元にあるかと思いき
が、今年度は昨年度と全員同じですよね。

よろしいでしょうか。

少し早いですが、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

令和元年 12 月 20 日

滋賀県いじめ再調査委員会

委員長 春日井敏之